



電子署名やタイムスタンプをクラウドで実現する 「iTrust リモート署名サービス」のご紹介

このドキュメントに関する著作権は、サイバートラスト株式会社に独占的に帰属します。本ドキュメントの作成にあたっては細心の注意を払っていますが、本ドキュメントの記述に誤りや欠落があってもサイバートラスト株式会社はいかなる責任も負わないものとします。このドキュメントに記載されている内容は、予告なく変更される場合があります。形態および手段を問わず、本ドキュメントの一部、または全部を複製することは禁じられており、サイバートラスト株式会社に無断で使用することはできません。

ただし、サイバートラスト株式会社との契約または同意文書で定められている場合に限り、この注記の添付を条件として複製することができます。サイバートラスト株式会社から事前に書面による合意を得ない限り、このドキュメントまたはその一部から直接的または間接的に知り得た内容または主題に関して、個々の企業やその従業員などの第三者に対し、口頭、文書、またはその他のいかなる手段によっても伝達することはできません。

2026/06
サイバートラスト株式会社

「iTrust リモート署名サービス」は、契約書や控除証明書などの書面の電子化で求められる長期間に渡る真正性を確保するための長期署名に対応した電子署名やタイムスタンプ機能をAPIで提供するクラウドサービスです。

昨今、大手の金融機関をはじめとして電子契約の導入が進んでいる一方で、本格的な電子契約を実現するためには専門的な知識やノウハウ、また公開鍵基盤の中でも長期署名のような高度な技術を用いる必要があり、導入による運用管理の負荷が課題となっております。

サイバートラストは、電子認証事業者として長年に渡って蓄積してきたノウハウをもとに、利用者の秘密鍵を厳格に管理し、またその秘密鍵を用いてクラウドで安全に電子署名ができる環境を提供することでビジネスプロセスのデジタル化に関わる課題を解決します。

会社概要

2023年6月現在



商号	サイバートラスト株式会社（Cybertrust Japan Co., Ltd.）		
設立	2000年6月1日		
代表者	代表取締役会長 眞柄 泰利 代表取締役社長 北村 裕司		
資本金	846 百万円 （2025 年 9 月 30 日現在）		
上場証券取引所	東京証券取引所 グロース市場	証券コード	4498（証券所属：情報・通信業）
主な株主	SBテクノロジー株式会社 株式会社オービックビジネスコンサルタント GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL 株式会社 SBI 証券 セコム株式会社 大日本印刷株式会社 株式会社日立製作所 THE BANK OF NEW YORK 133595 ※ 2025 年 9 月 30 日現在		
事業所	本社（六本木一丁目）、松江ラボ		
事業内容	● トラストサービス ● プラットフォームサービス（サーバーソリューション/IoT 組込みソリューション）		

認証・セキュリティサービス

プラットフォームサービス (Linux/OSS/IoT)

パブリック証明書

SSL/TLSサーバ証明書

- SureServer / SureServer EV

S/MIME署名証明書

- SureMail

電子認証局サービス

認証局アウトソーシング

- サイバートラスト マネージドPKI

ユーザ認証用証明書

- サイバートラスト パーソナルID

デバイス認証用証明書

- サイバートラスト デバイスID

トラストサービス

本人確認

- iTrust 本人確認サービス

電子署名用証明書

- iTrust 電子署名用証明書

電子署名

- iTrust リモート署名サービス

セキュリティサービス

脆弱性診断

- Webアプリケーション診断 / 脆弱性ツール診断
- ネットワーク診断
- スマートフォンアプリ診断

セキュリティコンサルティングサービス

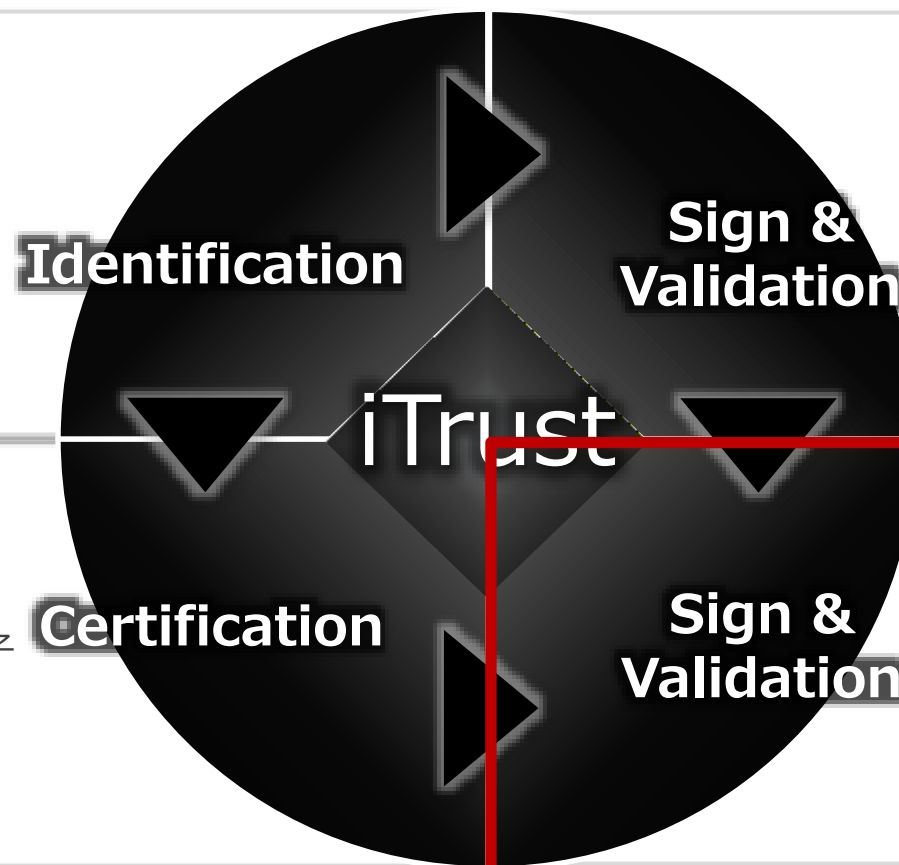
iTrust サービス ～ DXに必要なトラストサービス基盤 ～

本人確認サービス

- 公的個人認証のプラットフォーム事業者として主務大臣認定を取得
- 本人確認、所在確認や生存確認などの現況確認が可能
- 犯罪収益移転防止法およびその運用で求められる要件に対応
- IC免許証や在留カードの真贋判定

電子署名用証明書

- 電子署名用途専用認証局として国内で初めてWebTrust監査に合格
- 個人（自然人）と法人の2種類の電子署名用証明書を発行
- AATL : Adobe Approved Trust Listに登録され安全性を視覚的に確認可



電子委任状サービス（検討中）

- 電子委任状法に則ったサービス
- 電子委任状取扱事業者として、総務大臣認定の取得を検討中
- 企業間の電子契約における委任関係を第三者機関として保証

リモート署名サービス

- 認証設備内で管理された秘密鍵によるクラウド署名サービス
- 長期署名（PAdES : PDF Advanced Electronic Signatures）に対応
- 日本情報経済社会推進協会：JIPDEC JCANトラステッドサービス登録済

■ 電子契約

電子署名法により、紙契約書を電子化する場合、適切な電子署名、タイムスタンプが必須

- ・ 導入事例：弁護士ドットコム様「クラウドサイン」など電子契約サービス

■ 電子帳簿保存法（電帳法）対応

電帳法により、2024年1月以降、電子化された請求書の紙での保存はNG

電帳法では、請求書にタイムスタンプを付与して保管することで、送受信パターンに依存せず対応が可能

- ・ 導入事例：コクヨ様「電子帳票配信システム@TOVAS」など電子請求書管理サービス

■ eシール（PDFファイルの発行元証明と改ざん検知）

総務省より各種電子的な情報へeシール付与（PDFファイルの発行元証明/改ざん検知）することを推奨

- ・ 導入事例：日本品質保証機構様「校正証明書」など協会・保証機能の証書・証明書

電子文書に適切な電子署名とタイムスタンプを付与することで、「いつ」「誰が」「何に」合意したかを担保し、紙の契約書と同等の法的効力を持たせることが可能です。

※ 電子署名には署名した本人/組織を証明する電子証明書が添付されます。

- ・ 電子署名は、電子署名法第3条により、紙文書における押印や署名と同等の法的効力を持つものとされています。

電子化された文書に「**電子署名**」をすることで、以下を実現します。

- ・ その文書の内容に「いつ」「誰が」「何に」合意したか担保
- ・ その文書が改ざんされていないことを担保

紙文書への押印



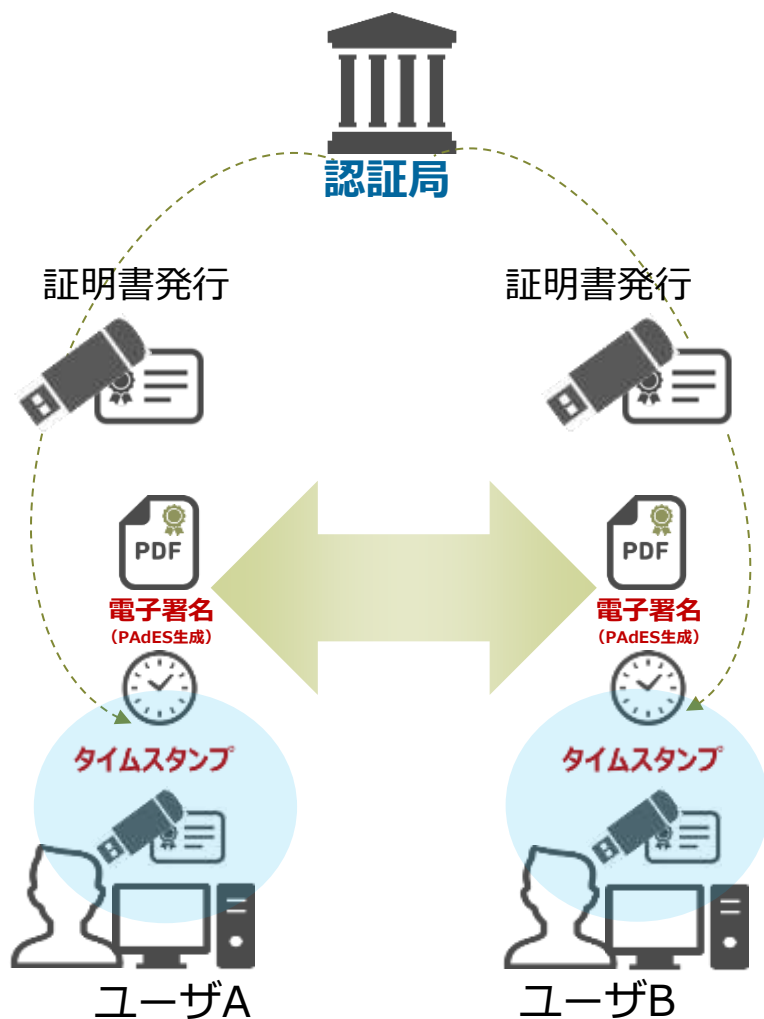
=

電子文書への電子署名

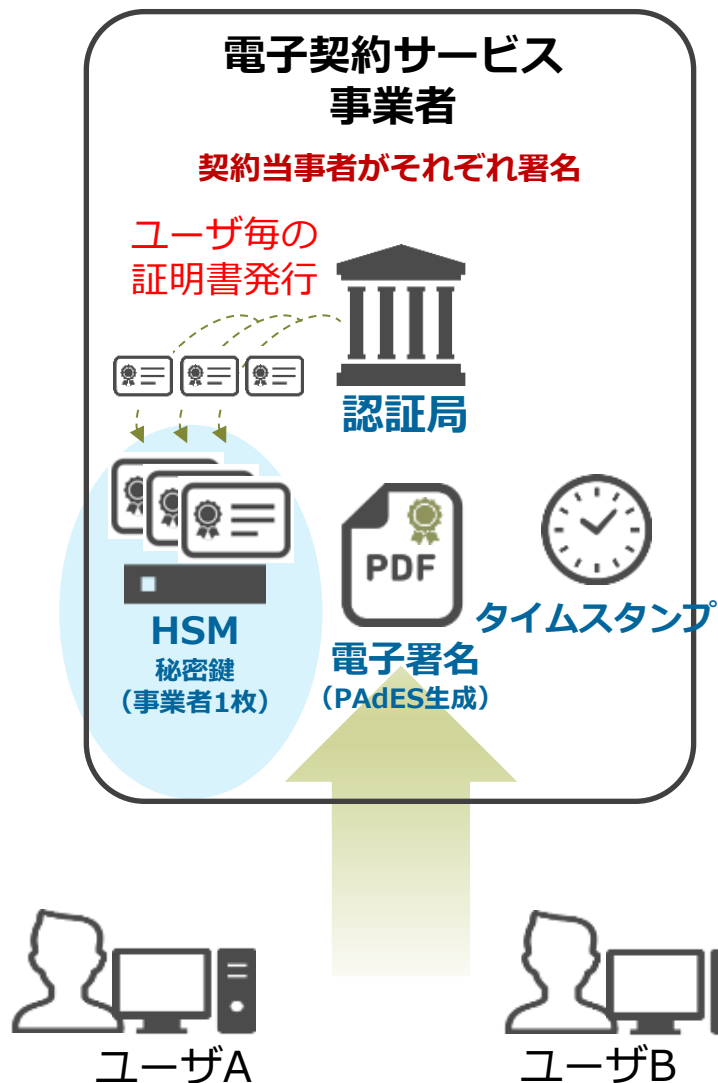


電子契約の形態

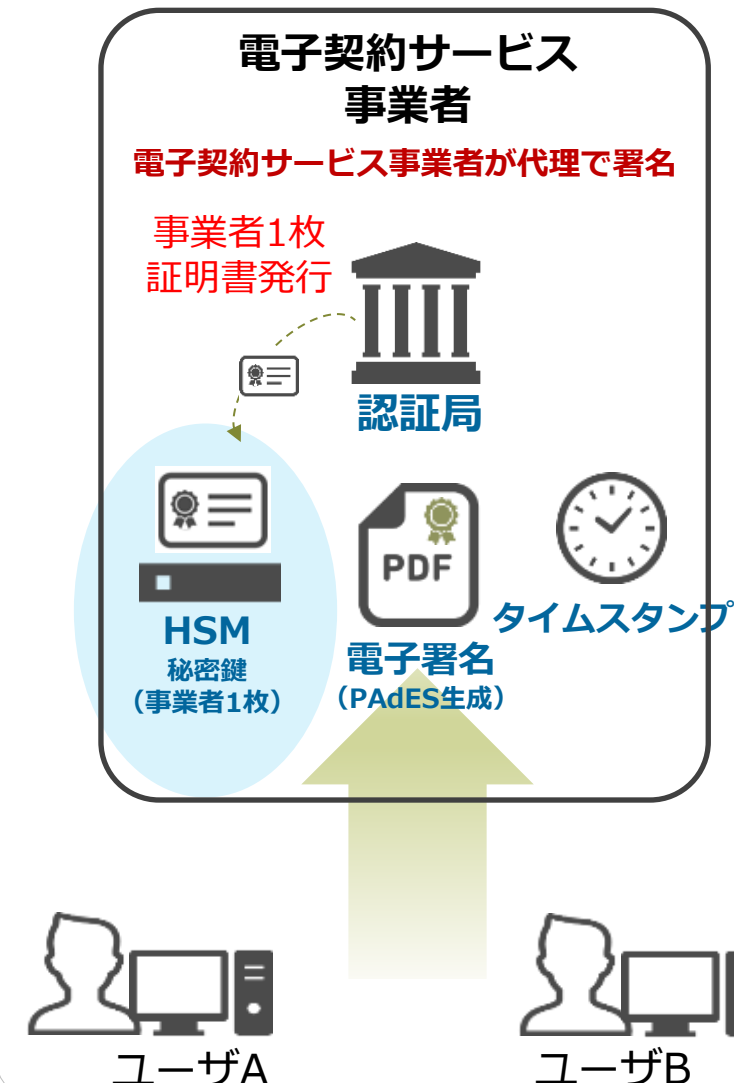
ローカル署名（当事者型）



サーバ署名（当事者型）



サーバ署名（事業者型）



電子文書の不正利用リスク対策=eシール付与



PDFファイルにeシールを付与することで、以下を実現可能です

- ・ 誰により発行された電子文書なのか確認できる（発行元証明）
- ・ 改ざんされていることを確認できる（改ざん検知）

「発行元のなりすまし」や「文書改ざん」により不正が懸念される電子文書では、eシールの導入が進み始めています。

■ 特定組織が発行する電子文書

- ・ メーカーが発行する証明文書
 - ・ 鋼材メーカーの材質、品質の保証書（ミルシート）
- ・ 調査や検査の結果を証明する文書
 - ・ 測定器の校正結果を記載した書類（事例：日本品質保証機構様/校正証明書）
- ・ 資格などを証明する文書
 - ・ 大学の卒業証明書や成績証明書など学修歴証明（事例：NTT西日本様/証明書発行サービス）

■ 行政・自治体が発行する通知文書（処分通知）

- ・ 行政・自治体名義で発行する通知文書

「iTrust リモート署名サービス」とは…

「iTrust リモート署名サービス」は、電子証明書をセキュアに保管し、長期署名に対応した電子署名やタイムスタンプ機能をAPIで提供するクラウドサービスです。



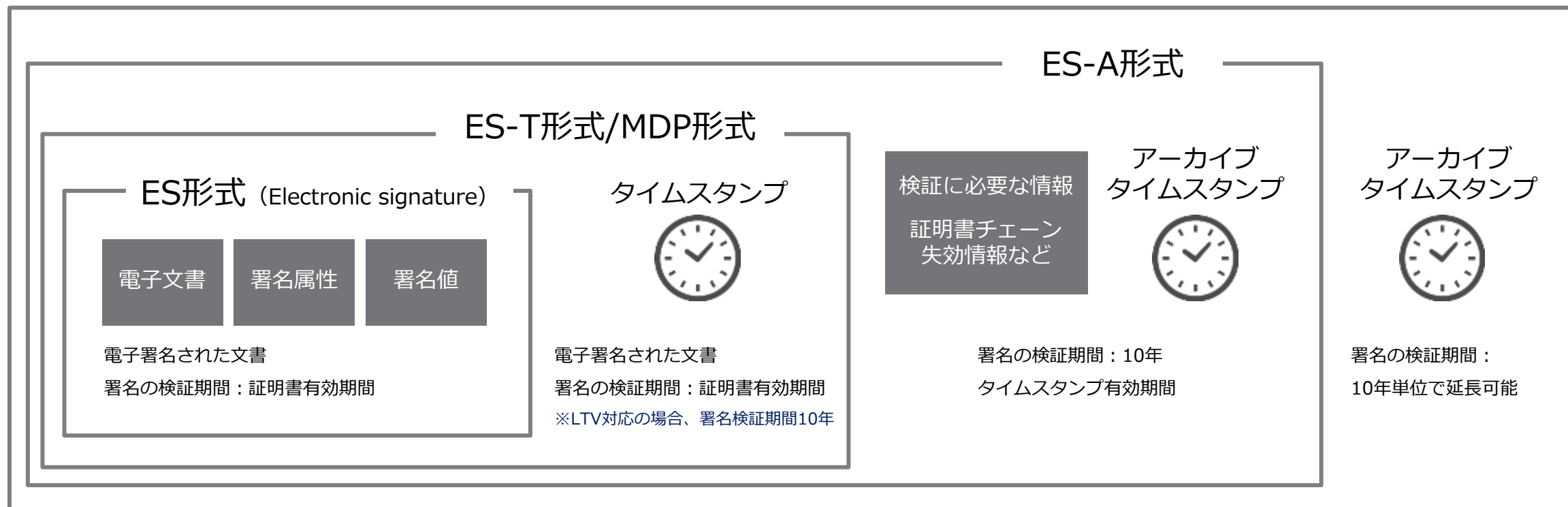
電子化された文書（電磁的記録）に対して、
「誰」が「何」を「いつ」の証明を長期に保障します。

ポイント1： 事業者様が安心してご利用可能な署名インフラ基盤
クラウドHSM、電子署名、認定タイムスタンプをREST-APIにてワンストップでご提供します。
複数の電子署名形式（ES/ES-T/MDP/ES-A）に対応し、管理画面の提供により、監査に必要な
ログの閲覧、検索が可能です。

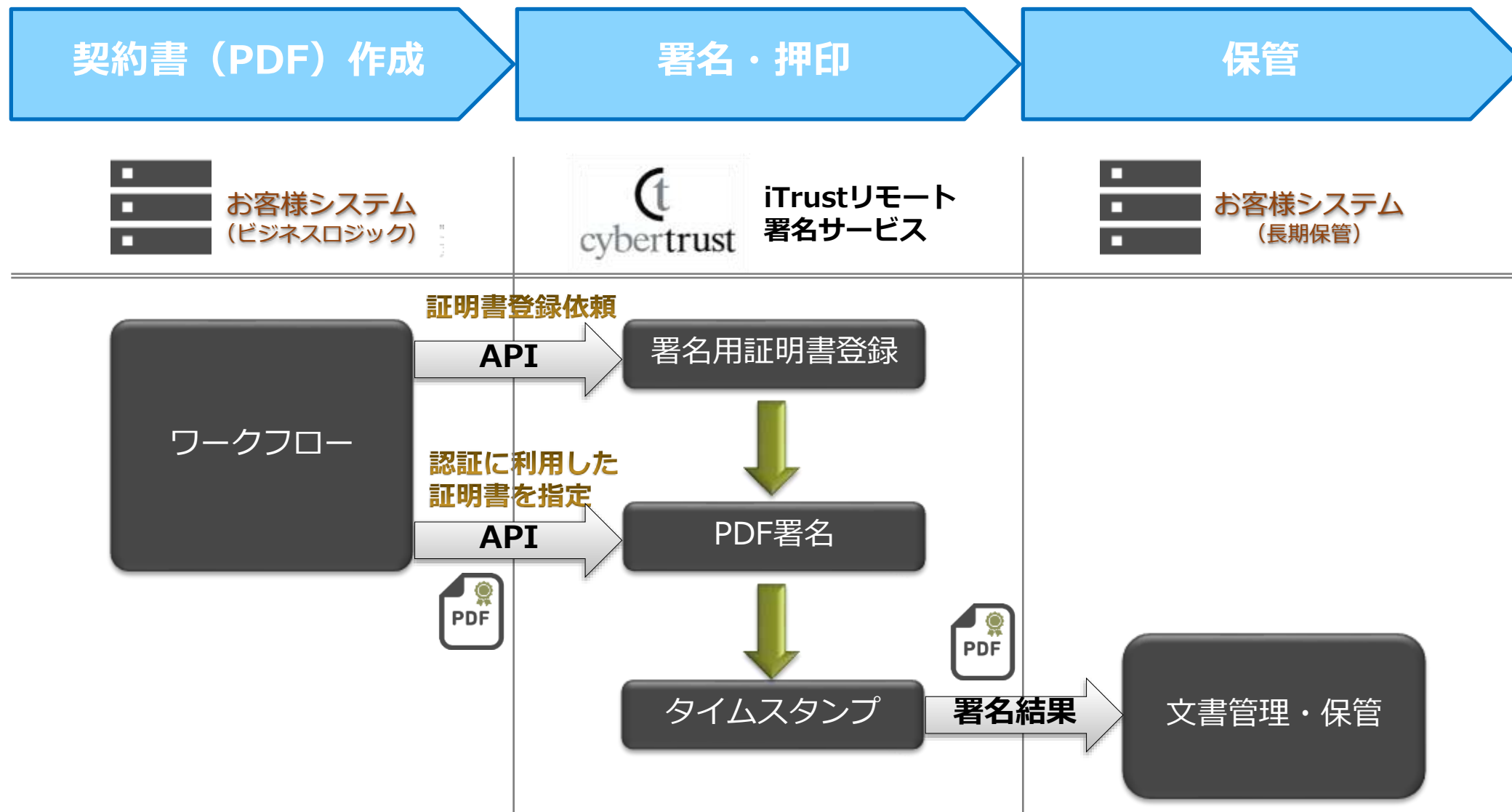
ポイント2： 事業者様の運用負荷軽減
署名インフラ基盤をクラウド環境にて、本番用、開発用など柔軟にご提供します。
リモート署名サービスを利用することで、事業者様サービスの短期間でのリリースが可能です。
また、運用中に発生する署名機能開発・保守から解放されることで自社サービス開発に専念できます。

ポイント3： 厳格な運用管理
秘密鍵は、日本国内の電子認証センター内のHSMで安全に保護し、証明書発行対象者のみが電子署名の
ために利用できるよう厳格に管理されています。一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)の
厳格な基準に基づく審査を実施しており、「JIPDEC トラステッド・サービス（リモート署名（電子
契約））」として国内第一号登録となります。

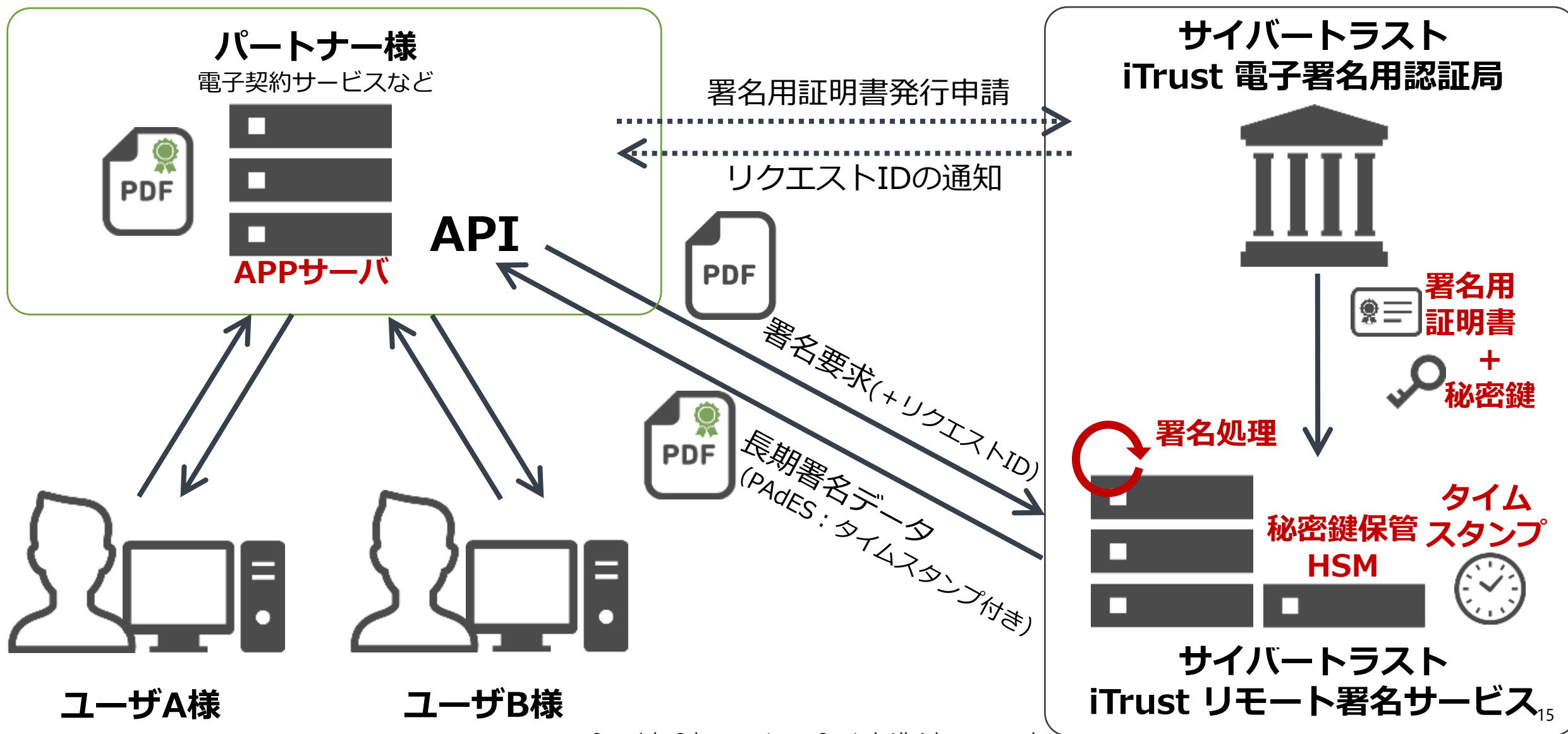
電子署名の形式と署名検証の有効期間



参考例：電子契約システム構成

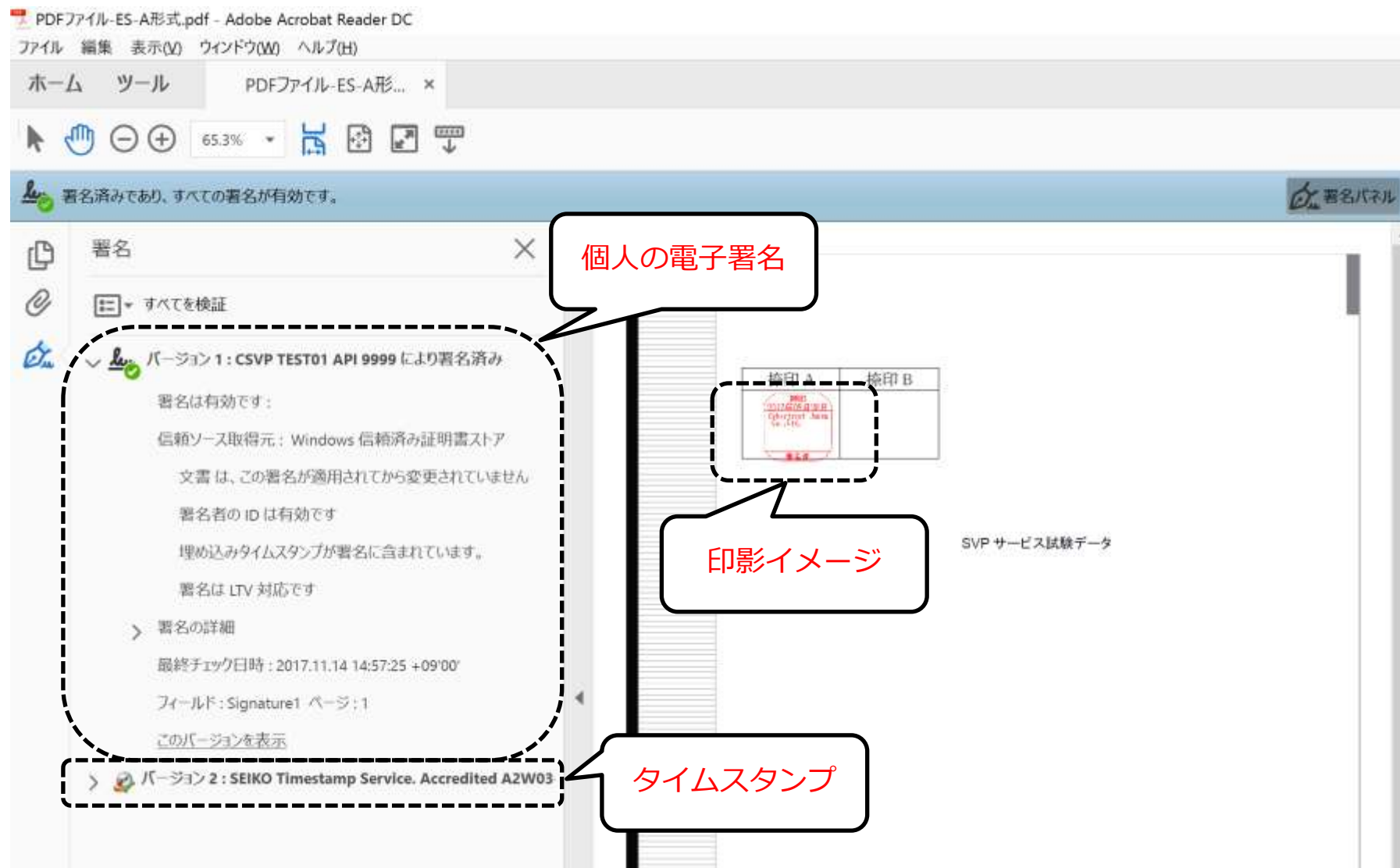


ご利用イメージ：電子契約サービスでのリモート署名サービス



Appendix

【Appendix.1】 Acrobat Reader DCでのPAdES表示画面



- 「WebTrust EV Program監査基準」 ・ 「WebTrust for CA監査基準」
 - 第三者認証機関として、毎年認証事業者に課せられる監査基準としてグローバルスタンダードなWebTrust監査を、毎年取得しています。※1

- 「JIPDEC トラステッド・サービス登録（リモート署名（電子契約））」
 - 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC） の厳格な基準に基づく審査を実施し、厳格な規程をもって運用されているリモート署名サービスとして、国内で初めて登録が完了し、お客様は安心して電子契約など書面の電子化におけるリモート署名を利用可能になります。

- 「ISO/IEC27001（ISMS）」 = サイバートラスト
 - サイバートラストは、情報セキュリティサービスを提供する企業として、全社でのISO/IEC27001（ISMS） 認定を取得し、お客様に安心してサービスをご利用頂けるよう、内部管理体制を整備しております。

※ 1 : WebTrust とは、米国公認会計士協会およびカナダ特許会計士協会が共同で開発・管理運営している認定制度です。事業者が国際的な電子商取引保証基準に基づいた電子商取引を行っているかを審査するサービスです。マイクロソフト社をはじめとする各種ウェブブラウザの「信頼されたルート証明機関」に登録されるための要件の一つともなっています。

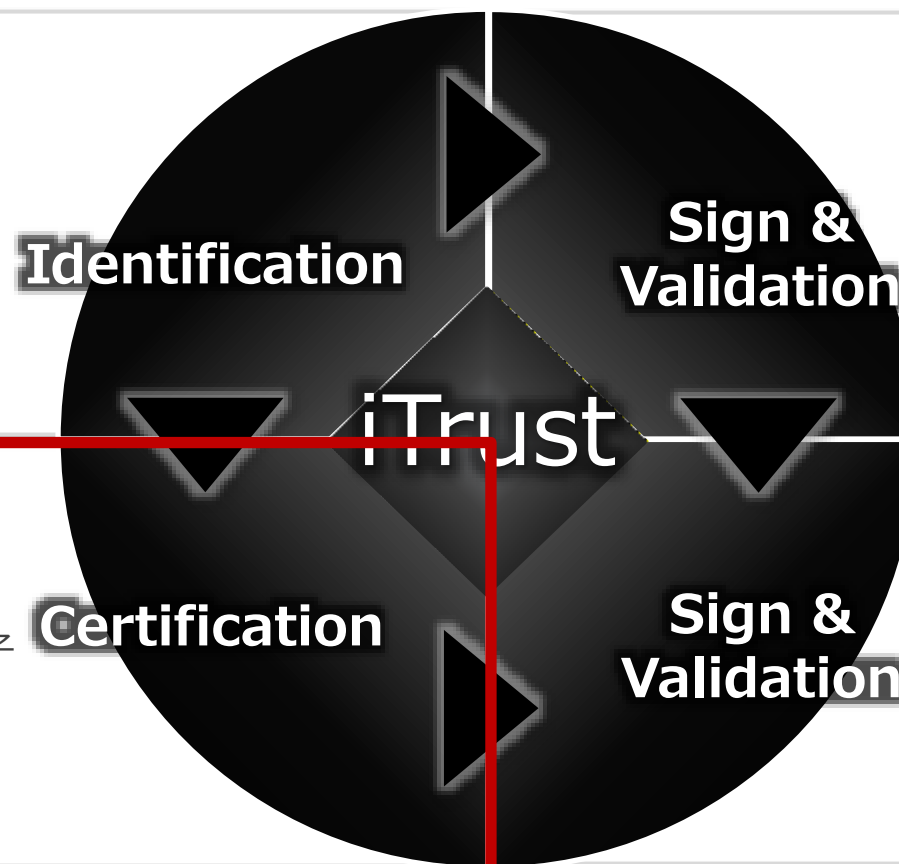
iTrust サービス ～ DXに必要なトラストサービス基盤 ～

本人確認サービス

- 公的個人認証のプラットフォーム事業者として主務大臣認定を取得
- 本人確認、所在確認や生存確認などの現況確認が可能
- 犯罪収益移転防止法およびその運用で求められる要件に対応
- IC免許証や在留カードの真贋判定

電子署名用証明書

- 電子署名用途専用認証局として国内で初めてWebTrust監査に合格
- 個人（自然人）と法人の2種類の電子署名用証明書を発行
- AATL : Adobe Approved Trust Listに登録され安全性を視覚的に確認可



電子委任状サービス（検討中）

- 電子委任状法に則ったサービス
- 電子委任状取扱事業者として、総務大臣認定の取得を検討中
- 企業間の電子契約における委任関係を第三者機関として保証

リモート署名サービス

- 認証設備内で管理された秘密鍵によるクラウド署名サービス
- 長期署名（PAdES : PDF Advanced Electronic Signatures）に対応
- 日本情報経済社会推進協会：JIPDEC JCANトラステッドサービス登録済

iTrust 電子署名用証明書概要

iTrust 電子署名用証明書は、WebTrust監査に合格し、Adobe Acrobatに「信頼される署名」としてルート証明書が登録された、信頼性の高いAATL対応電子署名用証明書です。

法人向け電子署名用証明書

iTrust Digital Signature Certificated for Legal Person

法人の実在性確認を行い、法人名が記載される法人向けの電子署名用証明書です。社印のような使い方をする場合には、こちらを選択頂けます。

個人向け電子署名用証明書

iTrust Digital Signature Certificate for Natural Person

個人の本人確認を行い、個人名が記載される個人向けの電子署名用証明書です。従業員個人向け、一般コンシューマ向けなど個人での利用は、こちらを選択頂けます。

eシール用証明書

iTrust Digital Signature Certificated for e-Seal

eIDAS 規則でのeシール定義を参考に日本の各種機関が日本版eシールとして作成したガイドラインを基に、JIPDECが定義したeシールの基準を網羅したeシール専用証明書です。

証明書有効期間： 1年、 2年、 3年

※ AATLとは、アドビシステムズ社の「Adobe Approved Trust List」の略称です。AATLに登録されている電子認証局から発行された電子証明書を用いて PDFに電子署名すると、PDFを Adobe Acrobatなどで閲覧した際、信頼される署名として確認できます。

■ 電子署名用途専用の認証局

- ・ 日本国内で運営される電子署名用途専用のルート認証局として、国内で初めて国際的な監査規格である「WebTrust for CA」に合格しました。
用途を電子署名に限定し、書面の電子化や電子契約に最も適した信頼性の高い電子署名用証明書として提供しています。

■ AATL対応

- ・ AATLに対応しているため、iTrust 電子署名用証明書を用いて電子署名されたPDFを Adobe Acrobat や Acrobat Readerで開くと緑色のチェックマークと共に「署名済みであり、すべての署名が有効です」と表示されるため、全ての利用者が直観的・視覚的に信頼できる PDFであることを確認できます。

■ 柔軟な署名用証明書の提供方式



信頼とともに

留意事項

本資料に記載されている会社名、製品名、サービス名は、当社または各社、各団体の商標もしくは登録商標です。
その他本資料に記載されているイラスト・ロゴ・写真・動画・ソフトウェア等は、当社または第三者が有する知的財産権やその他の権利により守られております。
お客様は、当社が著作権を有するコンテンツについて、特に定めた場合を除き、複製、改変、頒布などを行うことはできません。
本資料に記載されている情報は予告なしに変更されることがあります。また、時間の経過などにより記載内容が不正確となる場合がありますが、当社は、当該情報を更新する義務を負うものではありません。